

栃木県では令和4年4月1日から、栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（栃木県自転車条例）が施行され、7月1日からは、自転車利用者に自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられます。県は『自転車先進県とちぎ』を掲げ、自転車利用の推進をしており、自転車利用ニーズの高まりを感じますが、県内の自転車事故の発生率等を考えると、事故を未然に防ぐためのマナーアップが必要不可欠です。そこで自転車条例の施行に伴い、自転車運転時の意識の向上とマナーアップ、さらに県民の自転車利用の推進を目指し、自転車事故ゼロと、誰もが安心して自転車に乗れる街を目指したプロジェクトをスタートしました。

自転車保険入っていますか？

栃木県では7月1日から自転車保険の加入が義務付けられます！！



加入義務対象者

自転車利用者

（未成年者を除く）

保護者

（未成年者が自転車を利用する場合）

事業者

（事業活動において従業員が自転車を利用する場合）

自転車貸付事業者

（借受人が貸付用の自転車を利用する場合）

特設サイトは
こちらから

自転車条例についての
詳しい情報や、
自転車保険についての
情報をご覧ください。



自転車利用時は ヘルメットを着用しましょう！



ヘルメットを着用しないと

死亡率が 約3倍に！！

自転車乗車時は、
大人も子供もヘルメットを
着用しましょう！！



私たちは「自転車先進県とちぎマナーアッププロジェクト2022」を応援しています。

こくみん共済
coop

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上



東京海上日動

明治安田生命

宇都宮支社



あいおいニッセイ同和損保

監修・協力

栃木県

